

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	北部振興局建設課
委 託 業 務 番 号	令和4年度北建委第60号
委 託 業 務 名 称	西浅井地区消雪施設維持管理委託(滋賀県管理井戸協定分)
委 託 業 務 場 所	長浜市西浅井町大浦他
業 務 の 概 要	<p>【消雪施設維持管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消雪パイプ・ノズル点検調整 L = 3 2 0 m ・巡回点検 1 0 回 ・緊急点検(昼間) 2 回 ・緊急点検(夜間) 2 回 ・漏水箇所修繕 2 箇所 ・ノズル取替 2 箇所
履 行 期 間	令和4年10月26日 から 令和5年3月24日
契 約 年 月 日	令和4年10月25日
契 約 額 (税 込)	1, 108, 800円
契 約 の 相 手 方	<p>[所在地又は住所] 長浜市木之本町田部544番地</p> <p>[商号又は名称] (株)タカケイ</p>
契 約 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>本業務は、滋賀県が管理する消雪井戸からの配水となる消雪施設(パイプ・ノズル)の維持管理となり、県道・市道をあわせて水量調節等を行う必要性があることから、滋賀県の委託業者先である(株)タカケイを他に代替性のないものとして選定したものと。</p>
根 拠 規 定	<p style="text-align: center;">地方自治法施行令第167条の2第1項 (該当する項目に○印)</p> <p>売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格(賃借の契約にあつては、予定賃借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。</p> <p>(1) 貸借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。</p> <p>(2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。</p> <p>(5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</p> <p>(6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。</p> <p>(7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。</p> <p>(8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</p> <p>(9) 落札者が契約を締結しないとき。</p>